

# 中野市地区防災計画作成マニュアル

令和3年2月

中野市

## 目 次

はじめに	1
1 「地区防災計画」作成の基本方針等	2
2 計画作成に際しての留意事項	3
3 計画提案の方法	4
4 地区防災計画の見直し	5
5 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援	5
地区防災計画の作成行程（例）	6
地区防災計画提案書様式	7
市民の皆さんの協力と連携のお願い	8
※ 地区防災計画作成マニュアル参考資料	
中野市〇〇地区防災計画（例）	1～12

## はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災を経て、自助・共助の重要性が改めて認識されているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度は、市町村の判断で地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することをできる仕組み（計画提案）を定めています。

これらを踏まえ、市では、それぞれの地区の特性を踏まえた自主・自律的な「地区防災計画」の作成を促進することを目的として「地区防災計画作成マニュアル」を定めました。

※ 地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）内閣府 一部抜粋

### 【参考】災害対策基本法 一部抜粋（地区防災計画に関する条文）

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

## 1 「地区防災計画」作成の基本方針等

### (1) 「地区防災計画」は地区居住者等からの提案を基本とします。

災害対策基本法第42条の2では「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。」と規定されています。

市では、地区防災計画が「自助」、「共助」を中心とした地区居住者等の自発的な防災計画であることに鑑み、その案は地区居住者等において自主的に作成・提案すること（以下、「計画提案」という。）を基本方針とし、市の防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ることを目指します。

### (2) 「地区防災計画」は、自主防災組織等の地区コミュニティ活動の実績が認められる領域を対象とします。

「地区防災計画」が対象とする領域については、災害対策基本法に特段の定めはありませんが、当該計画の目的や定める内容等から、平時より地区コミュニティ活動が行われている自主防災組織などの一定のまとまりのある領域を対象とします。さらには、平常時の防災訓練や避難所となる小中学校を含む避難訓練内容なども考慮して、領域を決定することが望ましいと思われれます。

### (3) 「地区防災計画」に定める標準的な項目

「地区防災計画」は、組織の規模やコミュニティの成熟等によって、内容に差異が生じることが予測されます。このことから、地区防災計画に定める標準的な項目・内容について記載した「地区防災計画（例）」を参考資料として本マニュアルに添付しています。

○ 「地区防災計画」に定める主な項目例は以下のとおりです。

- ① 計画の作成趣旨・目的などの基本方針
- ② 作成主体の種別、規模、構成員
- ③ 地区の特性、予想される災害
- ④ 「平常時」の取組、「災害時」の取組
- ⑤ 避難行動要支援者の支援の取組
- ⑥ 具体的な防災対策
- ⑦ 防災マップ（視覚的に地区特性を把握するため）
- ⑧ 計画作成後の研修、訓練の実施の考え方

## 2 計画作成に際しての留意事項

### (1) 多様な主体や世代の参加による計画作成

当該地区に関係する多様な主体や多様な世代の参加の基で計画を作成しましょう。

### (2) 「自助」、「共助」の仕組みづくり

当該地区居住者等が自ら又は相互に連携・協力して地区の防災力を向上するための仕組みを作りましょう。

### (3) 実践的な計画づくり

次の視点を踏まえた「適切な情報」の収集・発信と「適切な行動」の実践につながる計画としましょう。

#### ア 災害を知る

- ・ 自分が住んでいる地区で起こりうる災害について、前兆や避難の方法を確認しましょう。

#### イ 地区を知る

- ・ 災害危険箇所や脆弱な施設等を把握した上で防災マップを作成し、避難行動要支援者対策や避難する場所までの経路等を決めましょう。

#### ウ 知識を活かす

- ・ 自主防災組織等の活動などで得た、防災・減災対策の知識を活かし、災害時に実行しましょう。

### (4) 計画の作成スケジュールについて

効率よく計画を作成するため、作成行程（スケジュール）をつくりましょう。

※ 「地区防災計画の作成行程（例）」については6ページを参照

### (5) 行政等からの参考意見

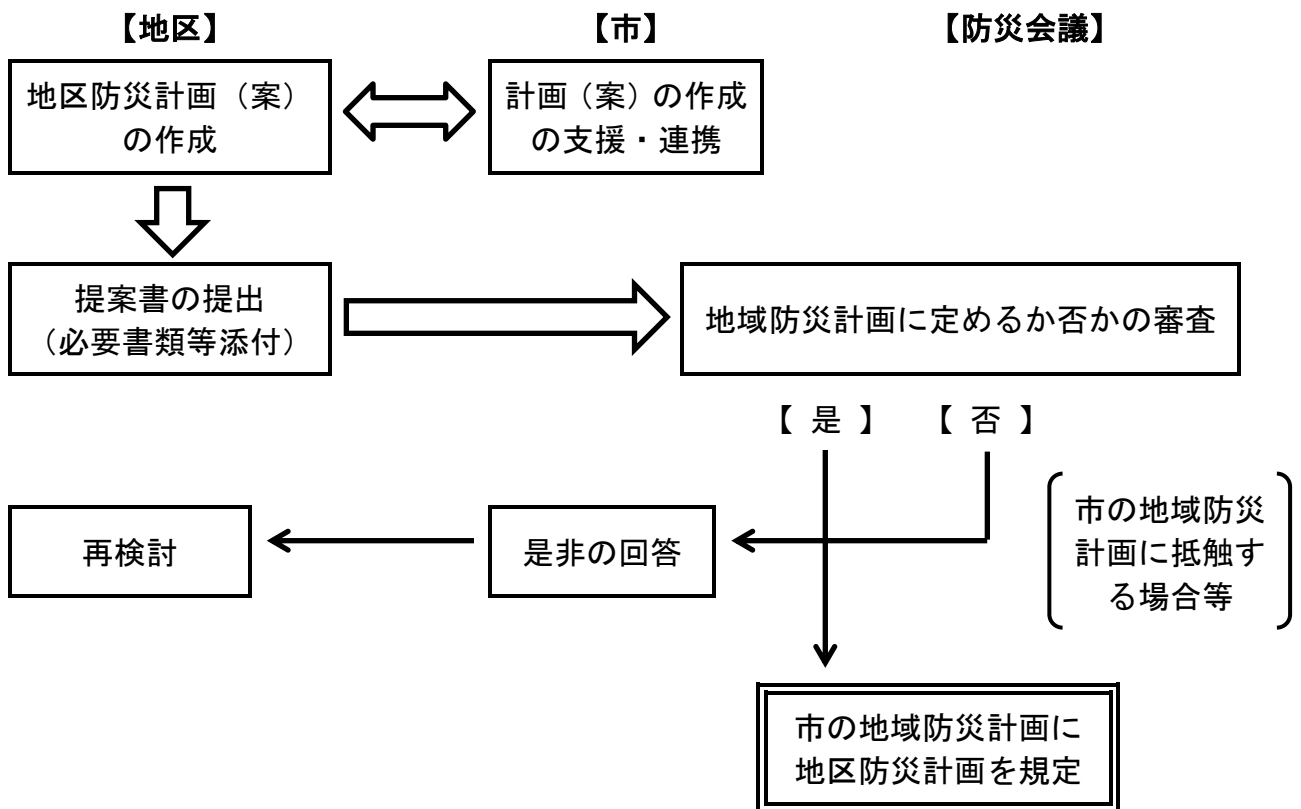
市や県等が実施する出前講座等からの意見も活用しながら計画を作成しましょう。

### 3 計画提案の方法

地区防災計画制度には、地区居住者等が、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）が定められています。

○ 「計画提案」に必要な手続きは以下のとおりです。

#### (1) 「計画提案」のフロー



#### (2) 計画提案に必要な書類

- ① 地区防災計画提案書（様式1）
  - 7ページ参照（1通提出）
- ② 地区防災計画（案）
- ③ 申請者の資格証明書
  - ア 提案者が個人の場合
    - 申請者全員の住所が確認できるもの（免許証写し、住民票抄本等）
    - ・申請者が地区防災計画（案）の対象地区内の住民であることを確認するため。
  - イ 提案者が法人の場合
    - 登記事項証明書
    - ・申請者が地区防災計画（案）の対象地区内に事業所等を有する法人であることを確認するため。

### **(3) 提出期限**

原則として、毎年11月末日までに受理した提案書について、翌年度に開催される防災会議に付議します。

### **(4) 提出先**

中野市役所総務部危機管理課に持参により提出してください。

## **4 地区防災計画の見直し**

### **(1) 計画の見直し**

- ・ 計画は社会情勢の変化など必要に応じて適宜見直してください。
- ・ この見直しにおいて、当初計画と見直した計画に大きな差異を生じた場合（ここでいう計画の見直しには役員の変更などは含みません。）には、市に変更した内容を報告してください。（再度、防災会議での検討が必要になる場合があります。）

### **(2) 再度の計画提案**

計画の見直しにかかる再度の「計画提案」の手続きについては、3の方法に準じます。

## **5 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援**

「地区防災計画（案）」作成支援及び計画に基づく地区の防災訓練等実施への支援などを行います。

### **(1) 地区防災計画、防災マップの作成支援**

地区防災計画や防災マップを作成する場合のアドバイスをを行います。

### **(2) 防災学習会等の開催支援**

出前講座等により、地区の防災学習会等に市職員を派遣します。

### **(3) 地区の防災訓練の実施等への支援**

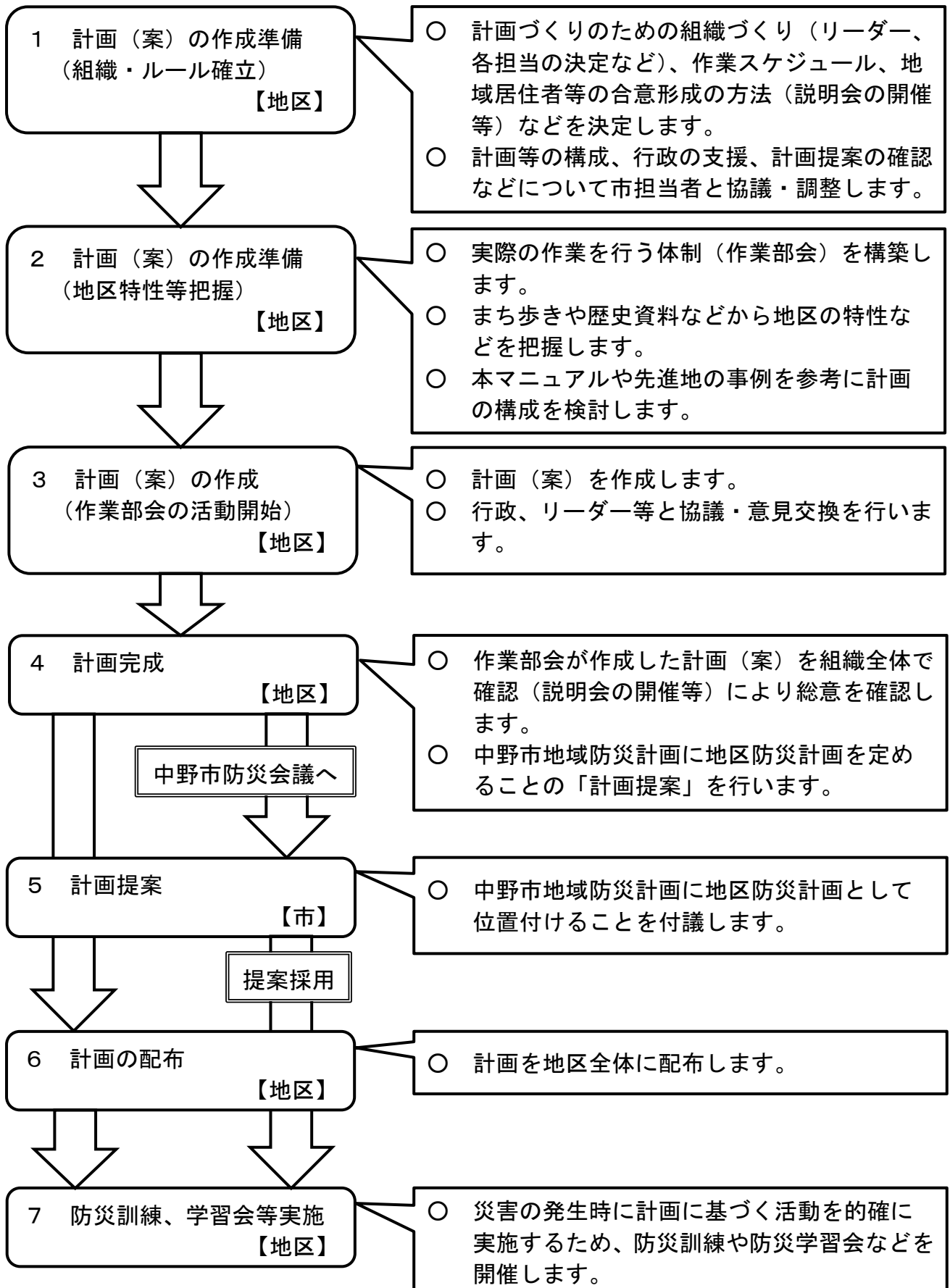
#### **① 市職員の派遣**

地区の防災訓練の実施に市職員を派遣し、訓練の進行等についてアドバイスをを行うとともに、地区と行政との連携についても協力します。

#### **② 防災資機材の貸与**

市は、地区が行う防災訓練の実施に当たって、必要に応じて、保有する防災備品を貸与します。

## 地区防災計画の作成行程（例）



【 】内は、実施主体を表します。



(様式 1)

年 月 日

中野市防災会議会長  
中野市長

あて

(地区団体名) ○○区自主防災会

(地区代表者) 会長 ○○ ○○

### 地区防災計画提案書

災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、中野市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

#### 記

1 計画名称「○○地区防災計画」

2 提案者

氏名・法人名	住所・所在地	連絡先（電話番号等）

3 添付書類

(1) 「○○地区防災計画（案）」

(2) 資格証明書類

- ① 申請者全員の住所が確認できるもの（提案者が個人の場合）
  - ・ 免許証写し、住民票抄本等
- ② 登記事項証明書（提案者が法人の場合）

## 市民の皆さんの協力と連携のお願い

大規模な災害が発生した際に、発災直後の市民の皆さんの初動期の行動が命を守るための岐路になります。そのためには平常時からの備えが非常に重要です。

お住まいの地区の特性を把握するとともに、当該地区で発生が予想される災害を想定して、自らの命を守るための家庭ごとの取組（自助）や地区全体での取組（共助）をあらかじめ計画として定め、地区全体で共有し、この計画に基づく防災訓練・避難訓練の実施、学習会の開催などにより、地区全体の防災力・減災力を高めていくことが不可欠です。

今回作成しました、「地区防災計画作成マニュアル」を参考にいただき、市民の皆さんが協力・連携してそれぞれの地区における「地区防災計画」の作成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 中野市地区防災計画作成マニュアル

#### 【問い合わせ先】

中野市総務部危機管理課

〒383-8614 中野市三好町一丁目3-19

電話：0269-22-2111（内線 286）

電子メール：bosai@city.nakano.nagano.jp

# 中野市〇〇地区防災計画（例）

〇〇〇〇年〇〇月

〇〇区自主防災会

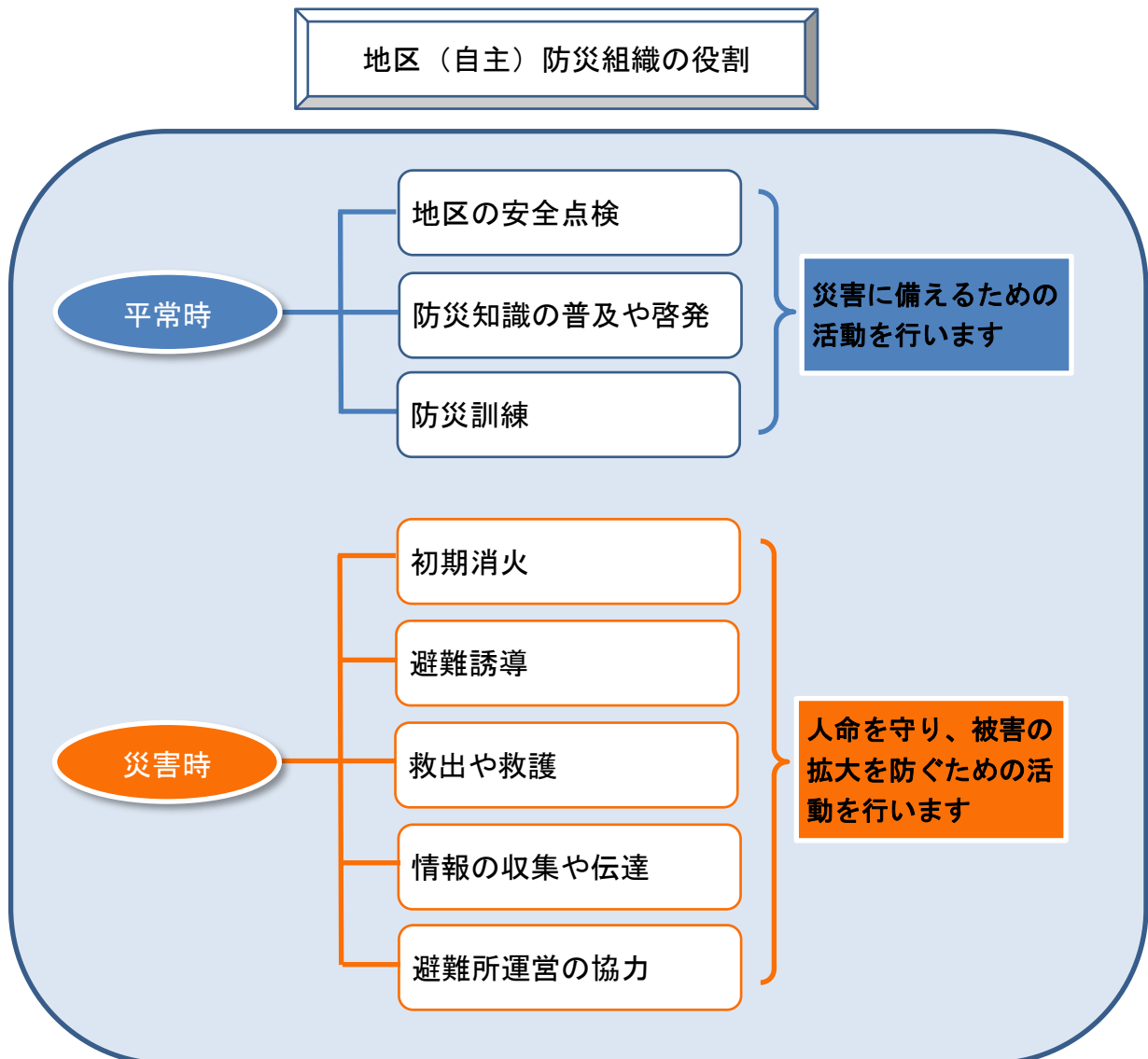
# 1 基本方針

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地区ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」や「熊本地震」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地区・地域の住民等であり、災害時においては、自分の身は自分で守る「自助」はもちろんのこと、地区における自主防災組織、ボランティア、企業などが、共に支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「中野市〇〇地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。



## 2 計画名称・計画対象地区と策定主体

### (1) 計画名称

中野市〇〇地区防災計画

### (2) 計画対象地区

「〇〇地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

〇〇町	一丁目	〇〇番地
〇〇町	二丁目	〇〇番地

※ 対象地区は別添図（防災マップ）参照

### (3) 計画策定主体

「〇〇地区防災計画は」は下記の団体が定めます。

団体名称	所在	住民等数
〇〇自主防災会	中野市・・・	〇〇人
〇〇区	中野市・・・	〇〇人
〇〇商店会	中野市・・・	〇〇人
〇〇株式会社	中野市・・・	〇〇人

### 3 地区の特性と予想される災害

#### (1) 地区の特性

【記載内容】地区の防災マップを作成し、地区の地形的な特徴や地区で災害が発生しそうな場所など、災害に関する情報をここに記載します。

(例)

- ・ 高低差の少ない平地に家屋等が多い地区である。
- ・ 山麓部の住宅地で斜面地が多い地区である。
- ・ 大規模に開発されたニュータウンである。
- ・ 砂防指定地に指定された場所がある。(〇〇地区)
- ・ 土砂災害警戒区域に指定された場所がある。(〇〇地区)
- ・ 〇〇川が過去に大雨で氾濫したことがある。
- ・ 集中豪雨などで周辺地区が浸水したことがある。
- ・ 集中豪雨などで道路冠水しやすい箇所がある。

#### (2) 予想される災害

【記載内容】地区の特性に合わせて、想定される災害（被害の状況）をここに記載します。

(例)

- ・ 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
  - 〇〇川の氾濫や堤防の決壊
  - 〇〇地区周辺で家屋への浸水
  - 〇〇地区周辺で道路冠水
  - 〇〇地区でがけ崩れ
- ・ 地震による被害
  - 家屋の倒壊や火災
  - 〇〇地区でがけ崩れ
  - 〇〇川の堤防の決壊
  - 液状化

## 4 自主防災組織および個人の日頃の取組と災害時の行動

### (1) 平常時の取組

自主防災組織や地区で協力し、「共助」を実施していくためにも、まずは自分や家族で身を守る「自助」の取組は必要不可欠です。

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

#### ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

#### イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

また、各家庭で家具転倒防止器具の取り付けを推進することで、家具転倒による二次被害の発生を防止します。

- ・ 室内の危険箇所の点検をする。
- ・ 安全対策、転倒防止策などの検討をする。
- ・ 家具の設置場所の変更や転倒防止器具の取り付けをする。

#### ウ 防災用品の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

また、各家庭での災害用備蓄品の啓発活動を行い、日頃から災害に対する備えを推進していきます。

#### エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

### (2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

#### ア 地震発生時

##### ① 災害発生当初の行動

- ・ 身の安全を確保するシェイクアウト行動をとる。  
(しせいをひくく、あたまをまもり、じっとする)
- ・ 避難時は電気器具等の電源を切り、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める。
- ・ 通電火災等の二次災害発生を防止する。
- ・ 家族等の安否確認や屋内の安全確保をする。
- ・ 災害情報を取得する。

##### ② 安否確認

- ・ 自分と家族に被害がない場合、玄関やドアノブなどに安否確認板等を掛け、安否を知らせる。
- ・ 安否が不明な場合は、救出救護班と一体となり、救助活動を行う。
- ・ 地域外に避難する場合は、班長等に連絡する。

- ③ 初期消火
  - ・ 火災発生発見時は、大声で隣近所に伝え、応援をもらうとともに、消火器等で初期消火に努める。
  - ・ 火が大きくなり、消火が困難な時は初期消火を中止し、身の安全を守るため避難する。
- ④ 救出・救護活動
  - ・ 救出・救護が必要な場合は、救出救護班を中心に地域の住民等と協力し合って活動する。
  - ・ 救助に活用できる資機材等は日頃から管理しておく。
- ⑤ 避難行動
  - ・ 地区の集合場所へ集合した住民のうち、家屋の倒壊などで、自宅で生活できない住民は、避難者名簿を作成し、最寄りの市が開設する避難所へ避難する。

#### イ 風水害発生時

- ① 災害発生時の行動
  - ・ テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を収集する。
  - ・ 水害、河川の氾濫が危ぶまれるときは、避難の準備等を早めに済ます。
  - ・ 市から「警戒レベル3」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は、早めの避難を開始する。
  - ・ 市から「警戒レベル4」が発令されたら、落ち着いて指定された避難場所へ避難する。
  - ・ 夜間や避難経路が水没しているときなどは、無理をせず、2階以上の安全な場所へ避難する。



## 5 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者とは、災害が発生したときなど安全な場所へ避難が必要な場合に、自分や家族の力だけでは避難できない人たちのことです。こうした避難行動要支援者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

### (1) 避難行動要支援者名簿を活用した支援の実施

市から提供される避難行動要支援者名簿は、災害時の支援のために活用することを同意した要支援者に対する災害時の安否確認、避難を実施するための名簿です。

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人（避難行動要支援者）の支援をする際に、避難行動要支援者名簿を活用します。

### (2) 避難行動要支援者等への支援

ア 避難行動要支援者の把握に努める。

新たな登録希望者の把握に努めるとともに、住所変更などがあった場合には、市へ情報を提供します。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の避難行動要支援者に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や避難行動要支援者には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者とのコミュニケーションを図ります。

### (3) 避難行動要支援者ごとの支援体制の確立

- ・ 避難行動要支援者は身体面、精神面などで様々な点で周囲の支えを必要とするため、それぞれの特徴を十分に踏まえた避難行動、避難生活などを考慮しておく。
- ・ 災害時の具体的な支援内容や支援者、避難方法を要支援者やその家族と話し合い、あらかじめ支援体制を決めておく。
- ・ 支援者自身が被災することも想定されるので、複数人の支援者を選定しておく。
- ・ 支援者は、本人とその家族の安全が図られて支援が可能となることから、あらかじめ要支援者に理解を得る。

## 6 地区の防災対策（具体的な対策）

### (1) 防災体制

組織名称等	地区の状況			
〇〇自主防災会	世帯数： 人 口：	事業所数： 従業員数：		
1 組織の体制	役 員		電話番号	
	会長			
	副会長			
	〇〇班長			
	〇〇班長			
	〇〇班長			
	〇〇班長			
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者（電話番号）	
	① 一時避難所 （地区指定）	〇〇公会堂、〇〇集 会所		
	② 指定緊急避難 場所（指定避 難所）	〇〇小学校		
		〇〇中学校		
		〇〇		
③ 避難経路	防災マップのとおり			
3 緊急時の連絡先	連 絡 先		電話番号	
	中野市役所			
	中野市豊田支所			
	中野消防署			
	豊田消防署			
	中野警察署			
	〇〇病院			
	中部電力パワーグリッド			
	〇〇ガス			
	N T T 東日本		1 1 6	
	災害用伝言ダイヤル		1 7 1	
4 その他特記事項				

## (2) 活動体制

### 班 編 成 (例)

班名	担当者	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)	〇〇〇〇	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握
情報収集伝達班	〇〇〇〇	啓発・広報	公共機関等からの情報収集・伝達
消火班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出救護班	〇〇〇〇	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食給水班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動
福祉班	〇〇〇〇	避難行動要支援者の支援体制の整備	避難行動要支援者の避難行動等の支援

#### 【災害時の活動内容】

##### ア 組織活動の全体把握、組織の全体調整

組織全体の動きを把握するとともに、被害情報や今後の災害の移り変わりなどから、組織の活動体制を決定します。

##### イ 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

##### ウ 初期消火活動

火災が発生した場合、消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

##### エ 救出・救護活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

また、医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所等へ搬送します。

##### オ 避難誘導

地区住民を避難場所などの安全な場所へ誘導します。

##### カ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて避難所等で炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

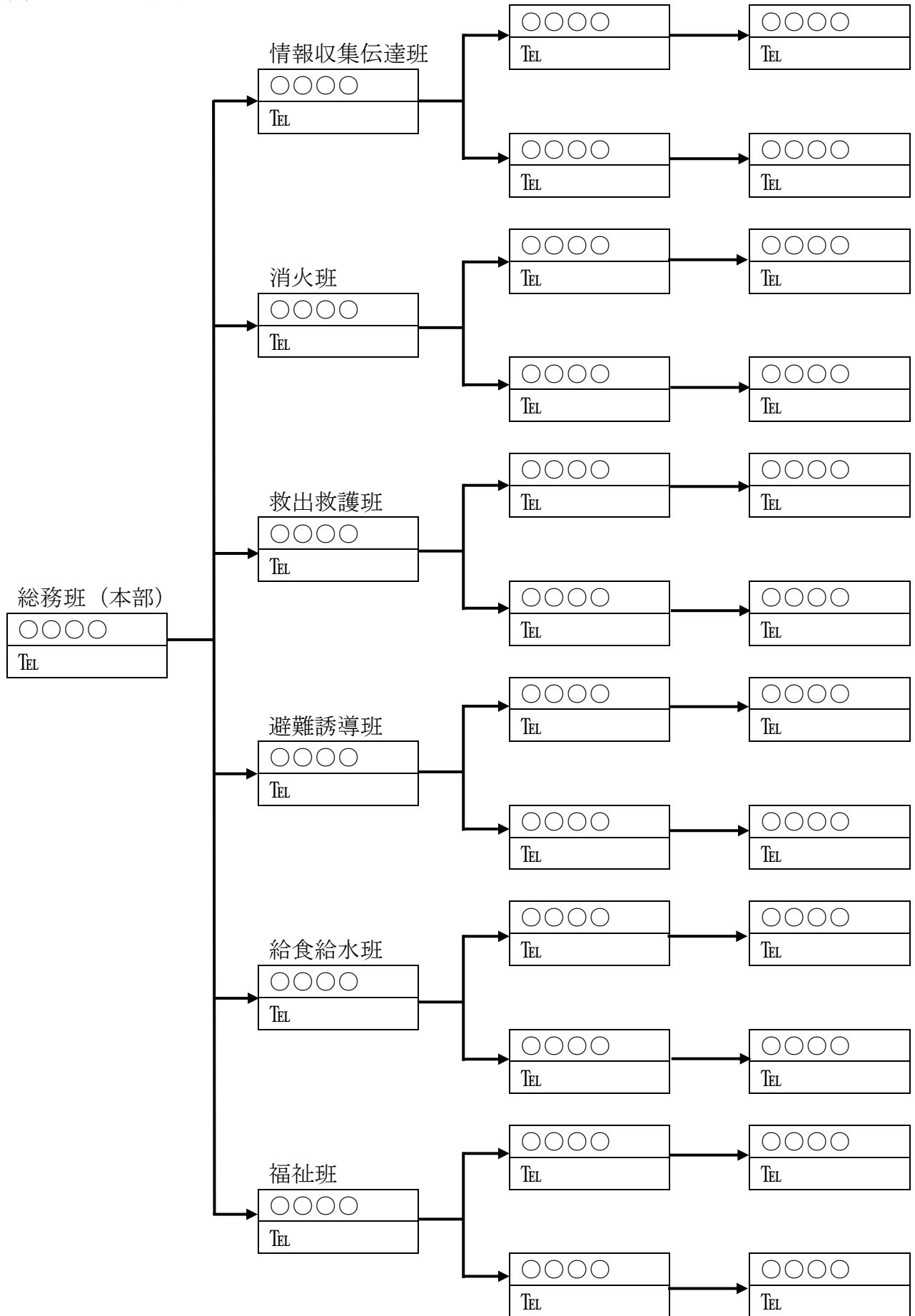
##### キ 避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者の安否確認、避難の支援を行います。

##### ク 避難所運営委員会の立ち上げ

避難所開設に伴い、避難所運営委員会を立ち上げ、市等と連携し避難所運営に携わります。

### (3) 地区の連絡網



#### (4) 防災資機材等

保有防災資機材

名 称	物資名	数量	備 考
〇〇倉庫 (所在地) 〇〇町〇-〇-〇	ヘルメット		
	メガホン		
	リヤカー		
	投光器		
	発電機		

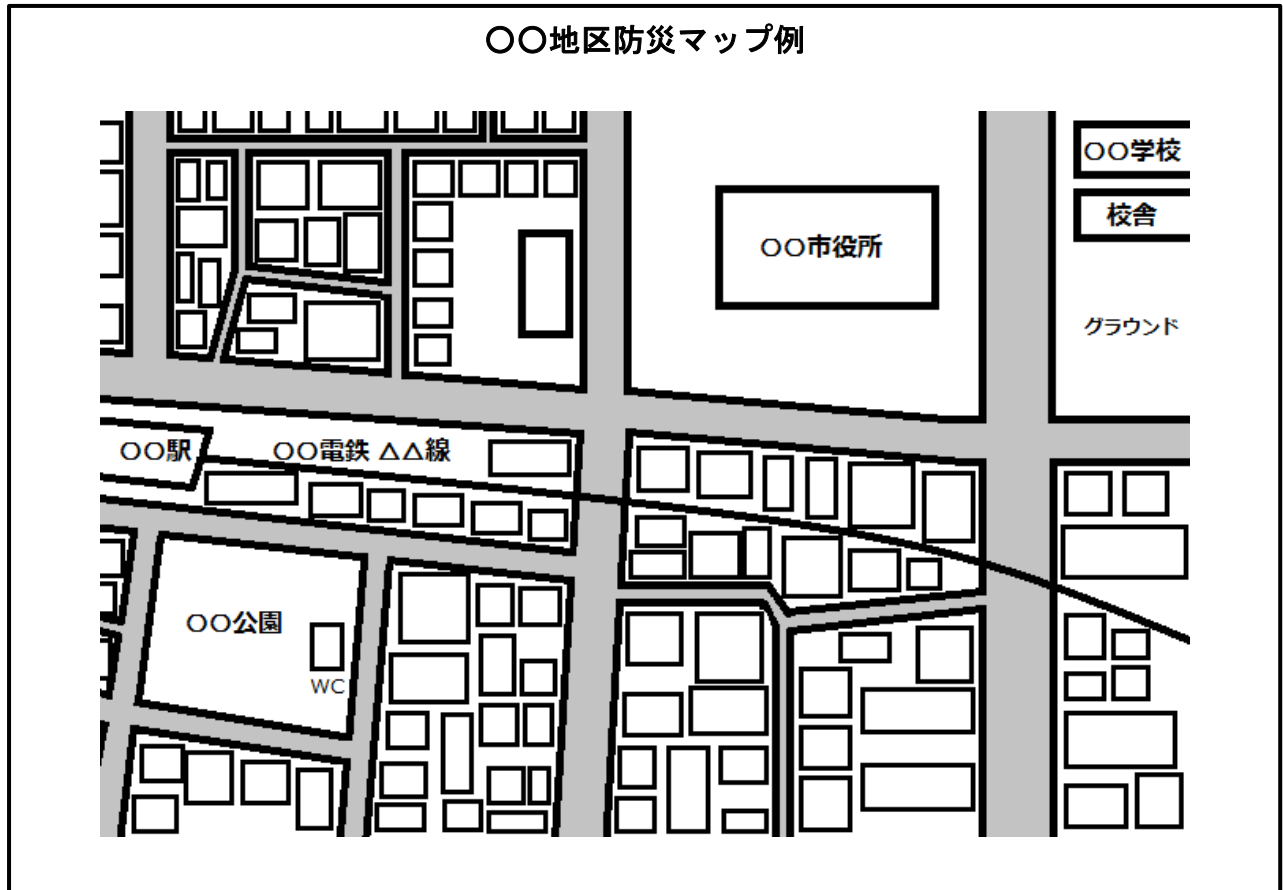
(参考) 資機材の例 (目的別)

目 的	資 機 材
① 情報収集・伝達	拡声器、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック 等
② 初期消火	小型動力ポンプ、発電機、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ 等
③ 水防	ブルーシート、シャベル (スコップ)、つるはし、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④ 救出	バール、はしご、のこぎり、シャベル (スコップ)、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤ 救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート 等
⑥ 避難所運営協力	リヤカー、発電機、警報器具、懐中電灯、投光器、標識、強力ライト、寝袋 等
⑦ 給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク 等
⑧ 訓練・啓発	放送機器、視聴覚機器 (ビデオ、映写機等)、住宅用訓練火災警報器、家具転倒防止等資機材、非常用備蓄品 等
⑨ その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器 等

## 7 地区防災マップ

(記載する情報の例)

- ・ 避難場所
- ・ 避難経路
- ・ 防災器具庫（消火栓、防火水槽）
- ・ 避難行動要支援者世帯（※ 要注意）
- ・ 消防署、警察署
- ・ 危険な場所（狭い道、河川、がけ地など）



- ※ まち歩きなどを実施し、地区の危険箇所等を把握しましょう。
- ※ 地区で防災ワークショップを行い、地区の特性を知るとともに、みんなで情報を共有しましょう。
- ※ 避難行動要支援者については、中野市、区長、民生・児童委員、自主防災組織会長、社会福祉協議会、消防、警察へ情報提供されることのみ同意していることから、それ以外に情報公開することは絶対にしないでください。

## 8 平時の取組

### (1) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

- ア 避難訓練（避難行動要支援者の支援を含む）
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 消火訓練
- エ 救出・救護訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回の訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

### (2) 資機材、器具等の点検

活動体制の拡販を中心に、資機材、器具等の点検を定期的実施します。

班 名	担当者 (団体名)	内 容	時 期
消火班	〇〇〇〇	消火器具の点検（整備）	地区防災訓練前
救出・救護班	〇〇〇〇	防災資機材・救出用器具の点検（整備）	地区防災訓練前
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検（整備）	毎年〇〇月
給食・給水班	〇〇〇〇	給食・給水器具の点検（整備）	地区防災訓練前

### (3) 避難行動要支援者への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

班 名	担当者 (団体名)	内 容	時期（目標）
福祉班	〇〇〇〇	支援体制・方法の検討・整理	〇〇〇〇年度まで
		対象者の把握（市から提供）	〇〇〇〇年度まで
		個別計画の作成完了	〇〇〇〇年度まで
		定期的な個別計画の見直し	毎年度